平成３０年（フ）第４０２号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目20番６号　コーポ旭102号
債務者　岩井　理恵
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４１８号
千葉県市原市西五所28番地25　ヌフテラン102
債務者　荒川祐太朗
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２４号
千葉市稲毛区穴川３丁目11番５号　ワールドハウスＡ―206号
債務者　布留川揚一
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２８号
千葉県市川市大和田４丁目19番10―101号（コンフォートＭＯＲＩ）
債務者　川島　孝夫
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４４０号
千葉市緑区誉田町２丁目16番地211
債務者　瀬川　壽子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４６１号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目６番１―501号
債務者　鹿丸　幹夫
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４６３号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目３番地４　レジデンスヤマダ302号
債務者　青木　沙織（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８０号
千葉市花見川区花見川９番29棟108号
債務者　内澤　秋男
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０５号
名古屋市千種区光が丘１丁目21番67号　シエラ光ケ丘Ｂ―205号
債務者　青木啓太こと　丁　　啓太（ＣＨＵＮ　Ｇ　ＧＹＥ　ＴＡＥ）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６３号
愛知県春日井市東野町６丁目４番地６
債務者　髙木　君子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５２号
滋賀県彦根市大藪町192番地26（Ｄ―201号）、前住所滋賀県蒲生郡日野町松尾４丁目４番地グランドールソシア202号
債務者　木村　義隆
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２２５号
京都市南区八条源町111番地２　フェリーチェポネェンテ102号
債務者　細合　彩奈
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４５号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地31―306
債務者　原田、藤井こと　趙　　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４６１号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科西野市営住宅３棟154
債務者　人見　八郎
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目98番地　野田中村コーポ405号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒392番地　プレステージ飾磨308号
債務者　嶋田ケイ子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１８７号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目９番43号　エクセレント神子岡206号、従前の住所兵庫県姫路市南今宿１番３―301号　プラザハイツ
債務者　金丸光男こと　金　　光男
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９７号
兵庫県加古郡播磨町二子229番地の１　レオパレスカルカソンヌ206号
債務者　奥田　博志
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部